

重要事項説明書

特定福祉用具販売サービス

株式会社 Life Innovation



2025.4

指定特定福祉用具販売サービス 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定特定福祉用具販売サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 指定特定福祉用具販売サービスを提供する事業者について

事業者名称	ライフワン		
代表者氏名	代表取締役 河野 敦志		
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府吹田市山田南 6-8	TEL	06-6170-2418

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（支援）状態にある高齢者に対して、適切な指定特定福祉用具販売サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	サービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。指定特定福祉用具販売サービスを利用することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するかたの負担軽減を図るものとします。事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービス提供者等との連携に努めるものとします。平成 11 年厚生労働省令第 37 号「指定居宅サービス事業者等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を守り、事業を実施するものとします。

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金(但し、祝日、12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前9時～午後6時まで

(3) 介護保険事業部の概要

ライフワン 吹田	事業所名称	ライフワン 吹田	事業者コード	2771605041	事業所責任者	井原 伸也
	所在地	大阪府吹田市山田南 6-8		TEL / FAX	06-6170-2418(0120-34-1194)/06-6170-9803	
	事業実施地域	吹田市、豊中市、茨木市、寝屋川市、摂津市		サービス名称	特定福祉用具販売	
	開設日	平成 25 年 1 月 1 日	職員体制	専門相談員 5 名(常勤 5 名うち 1 名管理者と兼務、非常勤 0 名)		
	その他	介護保険／介護予防 福祉用具貸与 介護保険／介護予防 特定福祉用具販売 介護保険住宅改修事業者				

ライフワン宝塚	事業所名称	ライフワン 宝塚	事業者コード	2871104481	事業所責任者	松浦 敦也
	所在地	兵庫県宝塚市旭町 3-1-8-103		TEL / FAX	0797-61-5866 / 0797-61-5868	
	事業実施地域	宝塚市、伊丹市、川西市、西宮市、三田市		サービス名称	特定福祉用具販売	
	開設日	令和2年10月1日	職員体制	専門相談員3名(常勤3名うち1名管理者と兼務、非常勤0名)		
	その他	介護保険／介護予防 福祉用具貸与 介護保険／介護予防 特定福祉用具販売 介護保険住宅改修事業者				

ライフワン たつの

事業所名称	ライフワン たつの	事業者コード	2873601211	事業所責任者	徳田 光
所在地	兵庫県たつの市誉田町広山 171-3		TEL / FAX	0791-62-3301 / 0791-62-3302	
事業実施地域	たつの市、姫路市、太子町、相生市、赤穂市		サービス名称	特定福祉用具販売	
開設日	令和2年9月1日	職員体制	専門相談員3名(常勤3名うち1名管理者と兼務、非常勤0名)		
その他	介護保険／介護予防 福祉用具貸与 介護保険／介護予防 特定福祉用具販売 介護保険住宅改修事業者				

ライフワン神戸	事業所名称	ライフワン 神戸	事業者コード	2870603731	事業所責任者	塗田 真二
	所在地	兵庫県神戸市長田区平和台町 2 丁目 4-13-101		T E L / F A X	078-798-6336 / 078-798-6337	
	事業実施地域	神戸市		サービス名称	特定福祉用具販売	
	開設日	令和 5 年 4 月 1 日	職員体制	専門相談員 2 名(常勤 2 名うち 1 名管理者と兼務、非常勤 0 名)		
	その他	介護保険／介護予防 福祉用具貸与 介護保険／介護予防 特定福祉用具販売				

ライフワン JET	事業所名称	ライフワン JET	事業者コード	2873304147	事業所責任者	佐久田 健太郎
	所在地	兵庫県伊丹市桑津 3 丁目 3-1		TEL / FAX	072-769-8777 / 072-769-8776	
	事業実施地域	神戸市		サービス名称	特定福祉用具販売	
	開設日	令和 7 年 4 月 1 日	職員体制	専門相談員 2 名(常勤 2 名うち 1 名管理者と兼務、非常勤 0 名)		
	その他	介護保険／介護予防 福祉用具貸与 介護保険／介護予防 特定福祉用具販売 介護保険住宅改修事業者				

(4)職員体制

管 理 者	佐久田 健太郎（福祉用具専門相談員兼務）
福祉用具選定相談者	福祉用具等の相談・お問い合わせ対応
担 当 者 資 格	福祉用具専門員
事 務 職 員	事務等に必要な処理を行う

3. 提供するサービスの内容と費用について

(1) 指定特定福祉用具販売の種目、品名及び販売費用について

項 目	品 名	販売費用
腰掛便座	品名・料金明細は別紙カタログをご参照ください	
特殊尿器（尿又は便が自動的に吸引されるもの）		
入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）		
簡易浴槽		
移動用リフトのつり具の部分		

福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①医療行為 ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など） ⑤利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食 ⑥身体拘束
その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） ⑦その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、等迷惑行為

※販売費用は状況により全額をいったんお支払いいただくことありますが、保険給付の際に必要な次の事項を記載した書類等をお渡ししますので、お住まいの市町村に居宅介護福祉用具購入費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

●事業所の名称 ●販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ●領収証 ●販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

4. その他の費用について

① 交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は (1) 事業所から片道10キロメートル未満 0円 (2) 事業所から片道10キロメートル以上 500円を請求いたします。
②特 別 搬 出 入 費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。 なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。

5. 販売費用、その他の費用の請求及び支払い方法について

販売費用、その他の費用の請求方法等	販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて、利用者あてにお届けします。
販売費用、その他の費用の支払い方法等	販売した福祉用具と請求書の内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 現金支払い (イ) 利用者指定口座からの自動振替（手数料 550円）

販売費用及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8. 緊急時の対応について

事故の発生、または体調悪化がおきた場合は、速やかに通報ください。

状況確認の上家族への連絡、等従業員の訪問あるいはかかりつけ医、ケアマネジャー等への連絡など適切な処置を行います。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

販売商品の故障、欠陥、もしくはサービスの実施に伴って、利用者又は、介護者等の生命、身体、財産、借用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

但し、弊社の責に帰すべからざる事由によって生じた損害は賠償されません。

①利用者がその疾患、心身状態及び福祉用具の設置、使用環境等貸与商品の選定に必要な事項を故意に伝えず、又は、虚偽の報告をもっぱら起因として損害が生じた場合。 ②利用者の急激な体調の変化等、弊社の実施した福祉用具貸与を原因としない、事由に起因して損害が発生した場合。 ③利用者もしくは家族等が、弊社及びサービス従業者の指示、説明に反して、商品の仕様変更、加工、改造を行った行為に起因して損害が発生した場合。

10. 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 心身の状況の把握

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定特定福祉用具販売の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13. サービス提供の記録

- ①指定特定福祉用具販売の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービス提供が終了した日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 相談及び苦情処理の体制

提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 相談及び苦情申立の窓口

【大阪府】	【当 社 総 合 窓 口】 相 談 ・ 苦 情 窓 口	所在地：大阪府吹田市山田南 6-8 TEL：06-6170-2418 FAX：06-6170-9803 / 受付：9:00 ～ 18:00
	【公 的 団 体 の 窓 口】 国民健康保険団体連合	所在地：大阪市中央区常盤町一丁目 3 番 8 号中央大通 F N ビル TEL：06-6949-5418 FAX：06-6949-5417 / 受付：9:00 ～ 17:00(土日祝休み)
	【市 町 村 の 窓 口】 吹 田 市 役 所	所在地：〒564-8550 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 TEL：06-6384-2209 FAX：06-6368-7348
【兵庫県】	【公 的 団 体 の 窓 口】 国民健康保険団体連合	所在地：兵庫県神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 TEL：078-332-5601 FAX：078-332-0986 / 受付：8:45 ～ 17:15(土日祝休み)
	【市町村の窓口】 宝 塚 市 役 所	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号 TEL：0797-71-1141 FAX：0797-72-1419
	たつの市役所	〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005-1 TEL：0791-64-3131 FAX：0791-63-2594
	神 戸 市 役 所	〒650-8570 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1 TEL：078-331-8181 FAX：078-333-3314
	伊 丹 市 役 所	〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1 TEL：072-783-1234

15. 「個人情報」の取扱いに関する同意

お取引に関する個人情報については、弊社が本件(福祉用具貸与)のお取引を履行するために利用するほか、弊社が本件お取引以外の商品やサービスの案内・介護保険に関する適切な提供のために利用することがあります。何卒宜しくご理解の程、お願い申し上げます。

①新商品案内 ②新サービス案内 ③アフターサービス ④イベント・催しなどの案内 ⑤電話連絡 ⑥介護保険サービスの提供を適切に行なうため

16. その他留意事項

購入後の福祉用具の交換等は原則行なえません。また、次の事項においては、必ずお守りください。

- ①商品について定められた使用方法及び使用上の注意事項は必ずお読みください。
②商品については弊社の承諾を得ることなく仕様変更、加工、改造等を行わないで下さい。

17. 契約の解除

利用者は弊社が次の事由に該当する場合は、指定特定福祉用具販売提供契約(以下「契約」といいます。)を解除することができます。

①弊社が正当な理由なく契約に定めるサービス提供を行わず、利用者の請求にもかかわらずこれを行わない場合。 ②弊社が守秘義務に違反した場合。 ③弊社が、利用者もしくは介護者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、または不信行為を行うなど、契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。 ④弊社が破産した場合。

弊社は、次の事由に該当する場合は、契約を解除できるものとします。

⑤利用者がサービス利用料金を 2 ヶ月以上支払われず、弊社の催促にもかかわらずその支払いがなされない場合。 ⑥利用者もしくは介護者等が留意事項に定めた義務に違反し、または著しい不信行為を行うなど、契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

18. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	大阪府吹田市山田南 6-8(本社)	法 人 名	株式会社 Life Innovation	代 表 者 名	河野 敦志
	事 業 所 名	ライフワン □吹田 □宝塚 □たつの □神戸 □JET	説明者氏名			

【本日の説明内容】 ○ 商品の取扱説明書(☒ 商品説明書手渡し ☒ 利用しながらの使用説明 ☒ 保守及び事故防止対策)
○ 特定福祉用具販売にともなう重要事項の説明

確認：上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	住 所	
	氏 名	

※代筆の場合、代筆者の氏名を併記下さい。

代筆者	住 所	
	氏 名	続 柄

指定特定福祉用具販売サービス契約についての個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 使用する目的
- 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行なうサービス担当者会議等において必要な場合
- 2 使用にあたっての条件
- ①個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ②事業者が、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと
- 3 個人情報の内容(例示)
- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報

・ 認定調査表(85 項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定調査会における判定の結果の意見(認定結果の通知)

・ その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。
- 4 使用する期間
- 福祉用具販売サービス利用の期間

確認：上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様氏名	
---------	--

緊急連絡先	住 所			
	氏 名	(続柄)		
	電 話 (自 宅)		携帯電話	